

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令(案)等の修正
1	<p>つまるところ、自衛隊艦を(戦艦として使用する)海外に売却・譲渡する法律ではないか。そもそもの 装備移転に反対だ。日本国憲法では 戦力の不保持が定められている。他国に譲渡するからと言っても、国内に有れば それは戦力となってしまうだろう。ましてや、それが戦争に使われるとなれば 平和憲法にも 国際平和条約にも ひびを入れる行為だ。断固 反対する。</p>	<p>防衛装備移転三原則においては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。</p> <p>この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p>	なし
2	<p>自衛隊法第 111 条の 2 第 2 項に規定する「防衛大臣の確認」は、それにより申請者が「装備移転船舶を航行」させることができるようになる、という法的利益を得ることを踏まえれば、行政手続法第 2 条第 3 号の「許認可等」に該当すると解される。</p> <p>また、行政手続法第 7 条は、「行政庁は、・・・申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要</p>	<p>行政手続法第 1 条第 2 項においては、「処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。」とされているところ、拒否の処分に関する手続について、個別法に定めがない場合は、行政手続法第 7 条に基</p>	なし

件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。」としているところ、本件についても、申請者が要件に適合しない申請をする可能性が否定できない。

そして、申請者が要件に適合しない申請をし、かつ補正の求めにも応じなかった場合、防衛大臣は、行政手続法第7条の規定により当該「防衛大臣の確認」を拒否する処分（以下「拒否処分」という。）をする必要があるところ、拒否処分をする際の手続規定及び拒否処分に係る文書の様式を本省令で併せて規定する必要があるのではないか。

このほか、行政手続法第6条は、「当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間」を「定めるよう努める」べき旨を規定しているところ、当該期間を本省令で定める必要はないのか。（別の省令、告示等で別途定めることを予定している場合は、その旨教示されたい）

づき手続が行われることとなります。この点、行政処分に係る申請が規定された個別法において、特別拒否の処分に係る手続を規定していないものは存在しています。

自衛隊法第111条の2第2項の防衛大臣の確認に係る申請については、拒否を行う可能性はあるものの、

- ・配員の基準は、主に資格を有しているか否かという明確なものであることから、通常は申請書の不備は生じる蓋然性が低いと考える中で、仮に生じた場合は、相応の事由であることも想定されるため、手続を一に定めることの実効性が低いこと
- ・装備移転船舶の配員の確認の機会が1隻の製造において1回程度であるとともに、装備移転の案件がない場合は行われない期間も生じるなど手続を定めても適用する機会が極めて少ないこと

から、特別にその手続を規定しないこととします。

また、行政手続法第6条の標準処

		<p>理期間について、今般定める配員の確認の手続は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配員の基準に従って配員して航行するものかどうかを確認するという新たな制度であること ・前記のとおり装備移転船舶の配員の確認の機会が1隻の製造において1回程度であるとともに、装備移転の案件がない場合は行われない期間も生じ得ること <p>から、当面は、行政手続法第6条の標準的な処理期間を定めることは困難であると考えております。</p>	
3	<p>令和7年法律第44号で追加された本省令案の根拠条文は、第111条の2ではなく第111条の3です。(令和7年5月28日官報号外第117号を参照) このため、制定文の「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百十一条の二の規定に基づき」及び第88条の2の「法第百十一条の二第二項の規定による」との記載は明確に誤りであり、「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百十一条の三の規定に基づき」「法第百十一条の三の規定による」と修正すべきです。</p> <p>また、令和7年法律第44号附則第1条第5号では、「第二条中自衛隊法第百九条第一項の改正規定及び同法第百十</p>	<p>防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第44号。以下「改正法」という。)附則第1条の規定により同条第5号の施行期日に施行された自衛隊法の一部改正により追加された条は、同法第111条の2及び第111条の3であり、同条に基づく自衛隊法施行規則の改正は既に施行されております。</p> <p>他方で、改正法附則第1条の規定により同条第6号の施行期日(令和</p>	なし

	<p>一条の次に二条を加える改正規定」の施行日を「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日」としており、かつ令和7年政令第324号において、当該改正規定（本省令の根拠条文たる第111条の3含む）の施行日を令和7年10月1日としています。そのため、自衛隊法第111条の3は、同日に施行され、既に効力を有しています。しかしながら、本省令案の附則は、施行日を令和8年4月1日としています。本省令は、法第111条の3に規定する「防衛大臣の確認」に係る細目を定めるものであるにもかかわらず、法の施行から半年も経過した後、本省令を制定（施行）するのは、あまりにも遅きに失しているのではないのでしょうか。</p>	<p>8年4月1日）に施行される自衛隊法の一部改正により、同法第111条の3第2項として「防衛大臣の確認」に係る規定を加える改正が行われ、その上で同条を同法第111条の2とする改正が行われることとなる。今般の自衛隊法施行規則の改正は、同条の規定に基づき行うものに相違ありません。</p> <p>また、上述のとおり、今般の自衛隊法施行規則の改正は、令和8年4月1日の自衛隊法の一部改正の施行に伴うものであるため、施行期日に遅延はありません。</p>	
4	<p>自衛隊法施行規則第八十八条の二の八第三項において「第一項各号に規定する書類」と規定しているが、第一項第一号では字句として「書類」が存在せず、また、「規定する」を用いて限定的に指し示す必要がある場合等の事情ある場合を除き「第一項各号に掲げる書類」と「掲げる」を用いて規定するのが法規としては一般的であると思われるため、修正すべきと考える。</p> <p>なお、同項柱書きの「次の各号に掲げる書類」については、直後で「当該各号」で引用する場合や「次の各号のいずれか（いずれにも）」と用いる場合以外の場合には、単に「次に掲げる書類」と規定するのが法規としては一般的である</p>	<p>第88条の2の8第1項第1号において「書類」との字句が存在しないことのご指摘について、「各号に規定する書類」及び「各号に掲げる書類」と規定され、当該各号には「書類」との字句が存在しない他法令の例が存在することから「書類」との規定は修正しないこととします。</p> <p>他方で、同条第3項の「第一項各号に規定する」との規定については、ご指摘を踏まえて「第一項各号に掲げ</p>	あり

	<p>と思われるため、併せて修正すべきと考える。</p>	<p>る」と修正します。 また、「次の各号に掲げる」との規定についても、ご指摘を踏まえて「次に掲げる」と修正します。</p>	
--	------------------------------	--	--